

第1次世界大戦期ドイツの応召兵士の家族支援（1）

加来, 祥男
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/8700>

出版情報：経済学研究. 73 (2/3), pp.1-22, 2006-11-28. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



第1次世界大戦期ドイツの応召兵士の家族支援 (1)

加 来 祥 男

はじめに

I 応召兵士家族支援の制度的枠組み

- (1) 1888/1914年〈兵士家族支援法〉
 - (a) 1888年〈兵士家族支援法〉/1914年〈改正法〉の規定
 - (b) 〈兵士家族支援法〉の実施
- (2) 1916年1月21日〈連邦参議院布告〉
 - (a) 1916年1月21日〈連邦参議院布告〉の規定
 - (b) 〈連邦参議院布告〉の解釈と実施 (以上, 本号)

II 応召兵士家族支援の組織

III 応召兵士家族支援の実績と問題

おわりに

はじめに

当初の予想に反して長期化した第1次世界大戦は、関係諸国の経済や社会に深刻な影響を与えた。とくにドイツでは、戦時経済への適応がはかれるとともに、戦争が引き起こす問題に対しては従来の制度や政策による対応がなされたけれども¹⁾、膨大な数の成人男子が動員され、そのうち

1) 例えば救貧制度では、多くの都市で救済基準の引き上げをはじめとする対応がなされたが、それは、生起する問題の大きさに対して十分な意味をもち得なかった。この点については、加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの救貧制度」、『武蔵大学総合研究所紀要』第11号2001年12月(若干の加筆のうえで今井勝人/馬場哲編著『都市化の比較史』、日

の多くが戦傷を負ったり戦死したりするといった事態に直面しては、「戦時扶助」Kriegsfürsorge²⁾という用語で示されるような措置がとられなければ

本経済評論社、2004年、に第7章として収録)を参照。また、第2帝政期の社会政策において中心的な位置を占めた社会保険が大戦からどのような影響を受け、それにどのように対応したのかについては、別の機会に論じる。

2) 「戦時扶助」という用語についてシュヴァイアーは、「我々は、戦時扶助を、戦争の被害に合わせて補償するか、少なくともそれを軽減するのに適した力、手段、施設の総体だと理解している」と述べるとともに、それが差別的な性格をもたない点で貧民救済と異なること、また、損害補償の性格をもつものではないことを指摘し、そうした「戦時扶助」の3大領域として、兵士家族支援、戦傷者扶助、軍人遺族扶助をあげている。F. Schwyer (Hrsg.), *Deutsche Kriegsfürsorge. Gemeinverständliche Darstellung der für die Versorgung der Kriegsteilnehmer und ihrer Familien geltenden Vorschriften und Grundsätze*, Berlin 1918, S. 2-7. なお、類似の用語である「戦時福祉事業」Kriegswohlfahrtspflegeは、帝国の1914年第2次補正予算が戦時期の出産補助と「戦時福祉事業」の領域における市町村や市町村組合支援のために2億マルクを計上したことから用いられるようになったといわれる。そこでは「戦時福祉事業」は定義されなかったが、1914年12月24日のプロイセン〈内相布告〉Erlaß des preußischen Ministers des Innern vom 24. Dezember 1914は、それを、「戦争を機に平時扶助の限度を越えて、資力のない住民のためになされる市町村、市町村組合の任意的な支出」と理解し、具体的には、給付組合による追加支援(これについては後に述べる)、失業者救済、家賃補助をあげた。リープレヒトは、これを法的概念ではなく行政命令によって作り出された概念であるとして、「公私の団体のすべての任意的な給付を含む」と定義している。A. Liebrecht, *Gesetz betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften. Vom 28. Februar 1888 in seiner Neufassung vom 4. August 1914 nebst den reichsrechtlichen Abänderungen, den preußischen, bayerischen, württembergischen, sächsischen und badischen Ausführungsbestimmungen betreffend Wochenhilfe während des Krieges*, 4. vermehrte Aufl.,

ばならなかった。本稿では、そうしたなかから応召兵士の家族に対する支援をとりあげ、その実態を明らかにしよう。

1 応召兵士家族支援制度の枠組み

(1) 1888年<兵士家族支援法>/1914年<改正法>

戦争が引き起こした大きな問題の一つは、動員によって多くの家族が働き手を奪われたことであつた。これに対しては、1888年に成立していた<軍務に就いている兵士家族の支援に関する法律>（以下では、<兵士家族支援法>ないしく1888年法>などのように略記する）に僅かな手直

Berlin 1918, S.50, 206-208. 「戦時扶助」と「戦時福祉事業」との関連を、シュトルアイスは、「市町村の自発的な給付は、「戦時福祉事業」をとおして「戦時扶助」を補完した」と説いている。M. Stolleis, *Geschichte der Sozialarbeit in Deutschland. Ein Grundriß*, Stuttgart 2003, S. 113. 戦傷者・軍人遺族に対する扶助については、加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの戦傷者・軍人遺族扶助」(1) (2), 九州大学『経済学研究』第69巻第1・2号, 第70巻第2・3号, 2002, 2003年を参照。また、北村陽子「第1次世界大戦期ドイツにおける戦時扶助体制と女性動員—フランクフルト・アム・マインの事例—」, 『西洋史学』第221号, 2006年は、社会国家の形成という問題関心を背景に、「社会都市」の先進例としてのフランクフルト・アム・マインで展開された戦時扶助を女性の動員という視点から論じている。C. L. Krug von Nidda, *Entwicklungstendenzen und gegenseitige Beziehungen der öffentlichen und freien Wohlfahrtspflege in Deutschland in der Epoche der Übergangs von der Armenpflege zur Fürsorge*, in: *Beiträge zur Entwicklung der Deutschen Fürsorge. 75 Jahre Deutscher Verein (= Schriften des Deutschen Vereins für öffentliche und private Fürsorge)*, Köln/Berlin 1955, S. 207-208; C. Sachse/F. Tennstedt, *Geschichte der Armenfürsorge in Deutschland*, Bd. 2 Fürsorge und Wohlfahrtspflege 1871 bis 1929, Stuttgart/Berlin/Köln/Mainz 1988, S. 50; R. Landwehr, *Funktionswandel der Fürsorge vom Ersten Weltkrieg bis zum Ende der Weimarer Republik*, in: R. Landwehr/R. Baron (Hrsg.), *Geschichte der Sozialarbeit. Hauptlinien ihrer Entwicklung im 19. und 20. Jahrhundert*, 3. Aufl., Weinheim/Basel 1995, S. 79-80をも参照。

しをして、対応がはかられた。まずは、この法律による応召兵士家族支援制度の枠組みをみることにしよう³⁾。

(a) 1888年<兵士家族支援法>/1914年<改正法>の規定

支援の対象 この制度による支援対象は「兵士家族」であつたが、その「兵士」と「家族」とは、以下のように定められた。まず、1888年<兵士家族支援法>第1条は、「兵士」について、「予備軍、後備軍、補充軍、海軍、旧兵役経験者軍の兵士の家族は、こうした兵士が動員されるか陸軍ないし海軍を増強する必要から軍務に就くとすぐに、困窮の場合には、この法律の立ち入った規定に従って支援を受ける。陸・海軍部隊の帰休中の兵士、および、兵役義務の年齢を超えていて志願して軍務に就いている兵士も同様である」(第1条)と規定した。<1914年改正法>ではそれに、「疾病扶助の志願補助者の家族」(第1条)が加えられて、「兵士」の範囲が拡大された⁴⁾。

3) Gesetz, betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften, vom 28. Februar 1888, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1888, S. 59-61; Gesetz zur Änderung des Gesetzes, betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften, vom 28. Februar 1888. Vom 4. August 1914, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1914, S. 332-333. なお、応召兵士家族の支援に関する法律は、1850年のプロイセンにおける<召集された予備軍および後備軍兵員の困窮家族支援に関する法律>Gesetz, betreffend die Unterstützung der bedürftigen Familien zum Dienste einberufener Reserve- und Lanwehrmannschaftenにまでさかのぼることができる。その後、普墺戦争、普仏戦争のなかで明らかとなった問題点に対応した1868年、71年の法律を経て1888年法が成立した。E. Friedeberg/S. Wronsky, *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, Herausgegeben von der Zentrale für private Fürsorge in Berlin, Berlin 1917, S. 39; G. Albrecht, *Die Unterstützung der Familien Einberufener (Entwicklung und gesetzliche Grundlage)*, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 151, 1940, S. 67-70.

4) なお、「兵士」Mannschaftには、一般の兵卒だけで

また、「第1条によって認められる支援に対する請求権をもつ」「家族」として、<兵士家族支援法>第2条は、「a) 兵士の配偶者、15歳未満の嫡出子および法的にそれと同等の子ども、b) 兵士が扶養していたか、あるいはその応召後にはじめて生計の困窮が生じた場合の15歳以上の子ども」をあげ、さらに、b) と同じ条件の下にある、兵士の「尊属親、兄弟姉妹、配偶者の尊属親、以前の結婚による配偶者の子どもも支援される」、としていた。1914年<改正法>では、それに加えて、「c) 兵士が父親としての扶養義務を負う非嫡出子」も支援の対象とされた。

支援機関 支援の義務を負ったのは、1873年7月の<戦時給付法>第17条によって、各邦国がそれぞれの地方制度に合わせて設置を義務づけられた「給付組合」*ein Lieferungsverband*であった⁵⁾。<兵士家族支援法>では、支援を必要とする者が支援請求を始める時期に居住している地域の給付組合がその義務を負い(第3,4条)、各給付組合に置かれた委員会が支援の必要度、その範囲と方法を決定する(第6条)、とされた。給付組合が法的に認められた代表機関(例えば、市参事会や郡参事会)を有している場合には、この委員会の設置、構成、委員長、業務の遂行についても

現存の法的規定が基準となり、そうした代表機関が存在しないところでは、委員会は邦政府の任命する委員長と数人の委員とから成った。各委員会には後方軍管区指令部によって将校が付けられた(第7条)。

支援の基準と支援額 支援の前提条件とされた「困窮」についての規定はなく、月あたりの最低支援額だけが、1914年<改正法>では、配偶者の場合には、夏(5-10月)は9マルク、冬は12マルク、15歳未満の子どもやその他の対象者については6マルク、と定められた。<1888年法>第5条は、場合によってはパン原料となる穀物や馬鈴薯、燃料などなどの現物給付による補充がありうることを、私的な団体や私人からの支援は支援最低額の勘定に入れてはならないことを規定していたが、これは1914年<改正法>にそのまま引き継がれた。

また、給付組合が支援に必要な資金を十分に調達できない場合には、邦政府は組合に必要な指示を行い、その資金調達のために組合に所属する者に課税する権限を有するとされるとともに(<1888年法>第9条)、第5条の規定による支援最低額については帝国の資金から補償されることとされた(<1888年法>第12条)。これらの規定についても変更はなかった。

(b) <兵士家族支援法>の実施

戦争勃発直後から、この法律による兵士家族支援の実施にあたって、各邦国は、それぞれの地方制度に沿って実施組織や管轄を確認した。例えばバーデンでは、<(1914年8月12日)領邦君主命令。戦時給付および軍務に就いている兵士家族支援のための給付組合に関する1892年6月30日の命令の補足>において、(1)支援請求は市町村官

なく下士官までが含まれた。E. Friedeberg/S. Wronsky, *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S. 40; F. Schweyer, (Hrsg.), *Deutsche Kriegsfürsorge*, S. 10; A. Liebrecht, *Gesetz betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften*, 4. vermehrte Aufl., S.20.

5) <戦時給付法>第16条は、「武力の維持を保障する方法が他にない場合、連邦参議院の決議によって、戦時倉庫を満たすために、生きた家畜、パン材料、オート麦、干し草、麦わらで必要とされるものの引渡しを命令することができる」として、戦時必需品充足の方法を規定したが、その義務を果たす機関として各邦国で設置されることになったのが給付組合であった。Gesetz über die Kriegsleistungen. Vom 13. Juni 1873, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1873, S. 129-137. 給付組合は、例えばプロイセンでは、郡や市を単位として設置された。この点は後により詳しく論じる。

庁においてなされること、(2)支援の必要性、範囲と種類を決定するのは郡長Bezirksratであることなどが確認された。翌13日には、〈軍務に就いている兵士家族の支援に関する命令〉が出された。ここでは、1888/1914年〈兵士家族支援法〉に規定による支援対象が確認され(第1条)、それにつづいて、給付組合の代表としての郡長が、個々の家族の事情、支援の必要性、支援の範囲と程度を決定すること(第2条)、給付組合が認めた支援に関して市町村官庁は受給者に証書を授与すること(第3条)、支援は〈兵士家族支援法〉第5条が規定した最低額とそれを超える割増額とから成り(第4条)、後者については郡庁が3ヶ月ごとにまとめ、それを市町村などの地域に割り振ること(第6条)、などが規定された⁶⁾。バイエルンでも、〈軍務に就いている兵士家族の支援に関する1914年8月13日の決議〉が出された。そこでは、バイエルンにおいては給付組合は郡Distriktと市に設置されること、支援は主として現金でなされるが、現物給付もありうること、〈兵士家族支援法〉第5条の規定は最低額であり、それを超えた支援がなされうること、支援は困窮の場合にのみ認められるが、それは貧民救済Armenhilfe⁷⁾ではないこと、「思いやりのある対応」が義務とされ

6) Landesherrliche Verordnung. (Vom 12. August 1914) Die Ergänzung der V. O. v. 30. Juni 1892 über die Lieferungsverbände für die Kriegsleistungen und für die Unterstützung von Familien in den Dienst getretener Mannschaften betreffend; Verordnung, die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften betreffend. (Vom 13. August 1914), in: A. Liebrecht, *Gesetz betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften*, 4. vermehrte Aufl., S. 291-296.

7) 貧民救済に関しては、Armenhilfeの他に、Armenpflege, Armenunterstützungという用語も用いられた。本稿では、Armenpflegeには「貧民扶助」、Armenhilfe, Armenunterstützungには「貧民救済」という訳語をあてているが、これらの中で内容的な区別がなされているとは考えられない。一般的には「貧民救済」を用いる。

ること、などが記された⁸⁾。また、ヴェルテンベルクでも、14年8月14日に出された〈軍務に就いている兵士家族の支援に関する王国内務省布告〉では、給付組合は郡Oberamtとシュトゥットガルト市に設置されることなど、〈兵士家族支援法〉実施に関する注意点が明記された⁹⁾。

こうして、〈兵士家族支援法〉に基づく支援が各邦国で始まったが、実施の過程では、趣旨を徹底させるべき点、規定の曖昧なところ、実情に合わない問題点などが明らかになったし、戦争の長期化による状況の変化に対処することも必要となった¹⁰⁾。そのために、諸邦国では、布告や命令がたびたび出された。それらには、各邦国に独自なもののみみられたが、共通に抱える問題に対する同じような対応もあり、そこではプロイセンが主導性を発揮していた¹¹⁾。そうした邦国のレベルでの動きに呼応しつつ、帝国のレベルでも、1915年

8) Entschließung v. 13. August 1914 über die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften, in: A. Liebrecht, *Gesetz betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften*, 4. vermehrte Aufl., S. 208-213.

9) Erlaß des Königl. Ministeriums des Innern, betr. die Unterstützung in den Dienst eingetretener Mannschaften, in: A. Liebrecht, *Gesetz betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften*, 4. vermehrte Aufl., S. 238-239.

10) 〈兵士家族支援法〉の問題を扱った論稿のなかで、バルメンの助役であったマルクールは、「1888年2月28日の帝国法は、1914年夏以前には一度も適用されたことがなく、そのためにほとんど知られていなかったから、とくに法的な関係におけるその不十分さも表には出なかった。そこに戦争がおこり、すぐに支援申請が押し寄せるとともに、時間的猶予のない法的な問題の議論の波がやってきた。……やがて、あらゆる困難が、とくに行政機構相互間の関係で生じた」と述べている。Dr. Markull, *Der Unterstützungsanspruch nach dem Reichsgesetz vom 28. Februar 1888 und die Rechtsbeziehungen der beteiligten Verbände*, in: *Preußisches Verwaltungs-Blatt*, Jg. 36, No. 33, den 15. März 1915, S. 522-523.

11) 例えば、ヴェルテンベルクの〈1915年2月20日の王国内務省布告〉は、同年2月3日に出されたプロイセン〈内相布告〉と、15年8月15日のバイエルンの〈家族支援の関する決議〉は4月28日のプロイセン〈内相布告〉と対応して

3月19日の〈連邦参議院布告〉をはじめ、種々の布告が出されたり、〈兵士家族支援法〉の改正がなされたりした。これらがとりあげた問題は、a 支援の対象、b 家族支援の性格、c 支援の基準と支援額、d 家族支援の財源、e 他の扶助制度との関係、であった。それぞれについて具体的にみることにしよう¹²⁾。

a 支援の対象

1914年11月1日のプロイセン〈内相布告〉では、

いた。また、9月16日のヴェルテンベルク〈軍務に就いている兵士家族の支援に関する王国内務省布告〉は4月28日、6月6日、9月16日のプロイセン〈内相布告〉の内容を含むものであった。そして、これらの諸邦国の布告などの規定が1916年1月21日の〈連邦参議院布告〉にとりいられることになる。A. Liebrecht, *Gesetz betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften*, 4. vermehrte Aufl., S. 129-132, 133-136, 229, 251, 253-255.

- 12) 〈兵士家族支援法〉の実施に関する諸邦の対応については、A. Liebrecht, *Gesetz betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften*, 4. vermehrte Aufl. が諸邦国の多くの命令や布告・決議を収めており、便利である。本稿でも以下では、主として本書により、そこからの引用などについては、ページ数だけを()内に示す。このほかに、Helms, *Rechtsfrage aus dem Familienunterstützungsgesetz*, in: *Deutsche Juristen-Zeitung*, 19. Jg., Nr. 23/24, den 1. Dez. 1914, Sp. 1377-1379; Rosenstock, *Das Gesetz, betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften*, in: *Preußisches Verwaltungs-Blatt*, Jg. 36, No. 10, den 5. Dezember 1914, S. 145-147; A. Liebrecht, *Die preußischen Ausführungsbestimmungen (und die Novelle vom 30. September 1915) zu dem Gesetz betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften*, in: *Preußisches Verwaltungs-Blatt*, Jg. 36, No. 10, den 5. Dezember 1914, S. 147-149; No. 21, den 20. Februar 1915, S. 323-325; No. 38, den 19. Juni 1915, S. 615-616; Jg. 37, No. 14, den 1. Januar 1916, S. 209-213 (連載のなかでタイトル名はいくらか変更されている); F. Schweyer (Hrsg.), *Deutsche Kriegsfürsorge*, S. 8-42; Thode, *Gesetz über die Unterstützung der Familie der Kriegsteilnehmer*, in: H. Lindemann/R. Schwander/A. Südekum (Hrsg.), *Kommunales Jahrbuch*, Kriegsband, Jena 1919; G. Albrecht, *Die Unterstützung der Familien Einberufener (Entwicklung und gesetzliche Grundlage)*, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 151, 1940, S. 66-84を参照した。

「軍務に就く兵士の家族には法律で保証されている慈善が施されなければならない。これによれば、兵士が召集令状によって、あるいは志願して軍務に就くのかは重要ではない」(124ページ)と記されたが、「兵士」と「家族」の範囲が〈兵士家族支援法〉の規定で足りるかどうかは、大きな問題であった。すでにこの〈内相布告〉では、法律の規定に加えて、「兵役不適格で軍籍はないが、兵役義務年齢にある志願兵」(125ページ)の家族にも支援が認められることとされた。その後、12月2日の〈内相布告〉は、「帰休中の兵士家族だけではなく、軍事的な事件のために帰還できない状態にある、その他すべての兵役義務年齢にある兵士」(127ページ)の家族も、困窮の場合には支援される、とした。また、12月22日の〈内相布告〉では、「ドイツの植民地に滞在し、そこで軍務に就いている予備役などの兵士」(128ページ)の国内残留家族も支援の対象とされた。さらに15年2月3日の〈内相布告〉は、それまで対象からはずされていた「現役で兵役義務を遂行している兵士」、「捕虜として敵国に抑留されている」兵士、「中立国に滞在して敵国の行動により帰還できない兵役義務年齢者、および敵に拉致された兵役義務年齢の兵士」の家族、「訴願によって除隊となつて、……予備役に入った兵士が……軍務に就いた」(129-130ページ)場合の家族も、支援の対象に加えられた。

他方、「家族」については、1914年11月1日の〈内相布告〉が、外国残留の家族、兵士に扶養義務がある場合の別居している配偶者を支援の対象に加えた(125ページ)。12月2日の〈内相布告〉では、兵士が扶養していたか応召後に生計の困難が生じたことを前提として、兵士の継両親、異父母兄弟、継子や、配偶者の非嫡出の連れ子、両親のいない兵士の孫が支援の対象として

認められた(127ページ)。15年2月3日の〈内相布告〉は、「夫が扶養義務を負う、責任なく離婚した妻」も支援を受ける権利を有するとした(129-130ページ)。さらに、2月17日〈内相布告〉では、兵士が扶養していた非嫡出子も支援をうけることになり、4月28日〈内相布告〉では、「唯一の扶養者として訴願により兵役を猶予され、その後召集された」現役兵士については、生業能力のない両親、祖父母、兵士の死後に生まれた非嫡出子、外国籍をもつ非嫡出子も支援請求できる、とされた(133-134ページ)。このうち、両親と祖父母についての規定は6月6日の〈内相布告〉でも確認された(136-137ページ)。また、9月16日〈内相布告〉によって、現役兵士が入隊時に唯一の扶養者であった場合には、生業能力のない兄弟姉妹も支援されることとなった(139ページ)。

以上のように、プロイセンで相次いで出された〈内相布告〉は、「兵士」についても「家族」についても、兵士家族支援の対象を〈兵士家族支援法〉の規定を超えて次々に拡大していった。すでに注記したように、他の諸邦国でもプロイセンの動きに倣うことが多かったから、こうした支援対象の範囲拡大は、実施時期のわずかなずれを伴いながらも帝国レベルで進んだとみることができる¹³⁾。そして、これらの規定は1916年1月21日の〈連邦参議院布告〉で集約されることになる。

b 家族支援の性格

家族支援が貧民救済とは性格を異にすること

13) 例えば、バイエルンの〈家族支援に関する1914年10月31日の決議〉では、平和が続いていれば予備役に入ったであろう現役の兵士、帰還途上で捕虜となった帰休中の兵士、国民兵役、補充役の兵士の家族が支援対象とされた(218ページ)。また、ヴェルテンベルクの15年9月16日の〈軍務に就いている兵士家族の支援に関する王国内務省布告〉には、同年4月28日と6月6日のプロイセン〈内相布告〉に対応する条項があった(253ページ)。

は、この制度が実施される当初から諸邦国の布告などで繰り返し確認された。そのいくつかを拾っておこう。プロイセンでは、1914年9月28日の〈内相布告〉が、「貧民救済に関することではないから、貧民救済の前提が満たされなくともよい。必要な生活費や正常な生計維持のために救済を必要とするすべての家族は請求権を有する。したがって、家族がまずは小財産を使い果たさねばならないというのは、法律の趣旨ではない」、と述べた¹⁴⁾。11月1日の〈内相布告〉は、家族支援に関する審査は貧民扶助の原則とは異なることを指摘し、翌15年2月3日の〈内相布告〉は、「いくつかの場合に、召集された兵士の家族がその居住する市町村によって救貧法によって救済されてきたという事実をみれば、こうしたやり方は法律の規定に反しているということを、この機会に改めて指摘しておかねばならない」、「困窮の審査に当たっては、いかなる狭量も避けられねばならない。とくに、貧民扶助の原則を適用するといったことはなされてはならない」(131ページ)と説いて、家族支援と貧民救済との違いを強調した。これはさらに、4月28日の〈内相布告〉でも確認された。

バイエルンにおいても、〈軍務に就いている兵士家族の支援に関する1914年8月13日の決議〉は、「帝国法第1条によれば、支援は困窮の場合にのみ認めることができる。したがって、そうでなければ家族が貧民扶助によって救済されねばならないところでは、疑いもなく支援が認められる。……いかなる場合でも支援は貧民救済ではない。扶養者が祖国のために行なっている献身のために、困窮しているその家族はすべて支援に対する権利を有する」(210ページ)と記し、支援が「貧民救済のようにみえることはすべて避けなければ

14) Zit. nach E. Friedeberg/S. Wronsky, *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S. 42-43.

ならない。思いやりのある親切は、全関係者の職務上・道義上の義務である」(213ページ)として、兵士家族支援と貧民救済の性格の違いを強調した。つづく〈家族支援に関する1914年9月28日の決議〉においても、うえにも引用した同じ日付のプロイセン〈内相布告〉の文言そのままに、兵士家族支援と貧民救済の相違が確認され、「いかなる場合でも困窮の問題は好意的に評価されねばならない」(217ページ)、とも記された。また、ザクセンの〈1914年10月7日の内務省布告〉は戦時扶助の原則を述べたものであったが、そこでは、「当然のことながら、戦争を原因として認められる支援は貧民救済とみなされてはならない。召集された兵士の家族や失業者に対する支援はとくにそうである」(280ページ)、という文言がみられた。

以上のように、諸邦国の布告や決議では、家族支援が貧民救済との性格の違いが確認され、強調された¹⁵⁾。事実、〈兵士家族支援法〉は第2条で出征兵士家族の支援請求権を規定していたから、支援を受けることによって差別的な扱いが生じることはなかったし、支援に対する返済が求められることもなかった。これは、家族支援と貧民救済との基本的な相違であった¹⁶⁾。それでは、この制

度における「困窮」の捉え方や支援のあり方、支援の水準は、どのように規定されたのであろうか。

c 支援の基準と支援額

1888年〈兵士家族支援法〉、1914年〈改正法〉では、支援の前提となる「困窮」そのものについての規定がなかったから、「困窮」規定やその審査については、諸邦国はそれぞれに対処しなければならなかった。

まず、「困窮」についての考えからみよう。プロイセンの1914年11月1日の〈内相布告〉は、支援に当たって「決定的なのは専ら困窮度だけである」(123ページ)、とした。15年2月3日の〈内相布告〉では、必要な場合には法律で定められた最低額を超えて支援することが給付組合の義務であることが記されたが、つづいて10月14日の〈内相布告〉は、「いかなる狭量からも自由な困窮問題の審査が是非とも必要である」(140ページ)、と述べた。バイエルンでも、〈軍務に就いている兵士家族の帝国法による支援に関する1914年9月10日の決議〉が、「困窮度は好意的に些細なことにこだわらず評価されねばならない」(216ページ)

状態とは無関係には認められなかった。そして、それゆえに、それは、請求権にもかかわらず扶助の領域に分類されねばならなかった」と述べている。Thode, Gesetz über die Unterstützung der Familien der Kriegsteilnehmer, S. 31; C. Sachse/F. Tennstedt, *Geschichte der Armenfürsorge in Deutschland*, Bd. 2 Fürsorge und Wohlfahrtspflege 1871 bis 1929, S. 50.

兵士家族支援が行われるなかでは、実際には、支援基準の設定や支援機関、活動の担い手など、貧民救済との関連や共通点が重要な意味をもった。H. Lindemann, *Die deutsche Stadtgemeinde im Kriege (=Kriegswirtschaftliche Zeitfragen, 6/7)*, Tübingen 1917, S. 12 (邦訳『独逸都市の社会事業』〈地方行政資料〉第14輯、内務省地方局、1920年、17ページ); E. Levi, *Die Zuschußunterstützung der Gemeinden nach dem Gesetz betr. Die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften*, in: H. Lindemann/R. Schwander/A. Südekum (Hrsg.), *Kommunales Jahrbuch*, Kriegsband, S. 48.

15) 1916年2月17日のヴェルテンベルク〈軍務に就いている兵士家族の支援に関する王国内務省布告〉(262ページ)と1916年8月21日のザクセン〈内務省決定〉にも同様のことが述べられている。E. Friedeberg/S. Wronsky, *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S. 54-55.

16) 〈兵士家族支援法〉を解説するなかで、ローゼンシュトックは、「第2条では、兵士の困窮した家族に支援に対する請求権が明示されている。ここで既に、この支援はその貧民救済との基本的な相違を示している」と述べている。Rosenstock, *Gesetz, betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften*, S. 145. ただし、「請求権」の根拠や性格については、なお問題が残っていた。損害賠償との相違についてはさきに注記した(註1)が、トーデは、「戦時支援に対する請求は、訴えによってではなく、ただ抗告によってのみなされる」と述べたし、ザクセとテンシュテットは、家族支援が困窮を前提としてなされた点に注目して、「家族支援は、当該者の物質的な

と述べ、〈軍務に就いている兵士家族の支援に関する1915年5月1日の決議〉には、「困窮度の法概念は、貧民扶助的な視点をすべて排除して」(229ページ)という文言がみられた。ヴェルテンベルクの10月3日の〈軍務に就いている兵士家族支援に関する王国内務省布告〉は、「全国について困窮度の統一的な基準を定めることは不可能であり、むしろ問題となるの、個々の場合の全般的な状況である。ただ、困窮度は常に好意的に些細なことにこだわらずに審査されねばならない」(240ページ)、と記した。さらにザクセンの〈1914年10月7日の内務省布告〉においては、「家族支援については、個々の場合の困窮度が確定されねばならない」とし、「どんなに儉約する場合でも、召集された兵士の家族を困苦から守ることは、……道徳的必要であることを忘れてはならない」(280ページ)、と記された。

このように、諸邦国の布告や決議では、困窮の審査に当たっては、「好意的」*wohlwollend*、「些細なことにこだわらず」*ohne Kleinlichkeit*、「いかなる狭量をもさける」*jede Engherzigkeit zu vermeiden*、といった表現が多用され、「困窮」を広く柔軟に把握する方針が明記された。この法律を解説するなかでローゼンシュトックは、「困窮度*Bedürftigkeit*は、救貧法の意味での救済必要度*Hilfsdeürftigkeit*とは一致しない。すでに用語の使用が、長期にわたって貧民扶助を受けなかった

人々をも困窮とみなしている」と述べたが、これは、兵士家族支援の前提となる「困窮」についての一般的な理解であり、「困窮」の基準とされたのは、兵士応召前の生活状態であった¹⁷⁾。

しかし、これらの布告でも「困窮」の一般的な基準は示されなかったから、「困窮」は個々のケースにそって把握されればならず、支援の水準や形態はそれに応じて多様ということになる。そうした場合には、取り扱いに不公平が生じたりする可能性がある¹⁸⁾。だが、より差し迫っての問題は、支援水準をどう設定するのか、その場合に〈兵士家族救済法〉第5条で規定された最低支援額がどのような意味をもつのか、ということであった。

バイエルンの〈家族支援に関する1914年11月26日の決議〉は、「給付組合の義務は、この最低額を認めることに尽きるものではまったくない。……第5条の額は、個々の場合にそもそも困窮が認められれば、それ以下に引き下げられてはならない額を示すに過ぎない。」(220ページ)として、追加給付の可能性を示唆した。プロイセンでも同様に、15年2月3日の〈内相布告〉では、「給付組合は、最低額の認可によってそれ以上の義務はないと済ますことはできない。この額は、ただ単にそれ以下になってはならない下限を示すに過ぎず、また、給付組合の帝国に対する補償請求にとっ

を受けることに慣れてしまっている。そして、この事実からは、戦後に公的な貧民扶助の負担が大きくなることが予想される」という懸念も表明された。Thode, *Gesetz über die Unterstützung der Familie der Kriegsteilnehmer*, S. 32. また、「政府は、帝国政府も個々の邦国のそれも、理論ではわれわれが養成できるような立場をとったけれども、実際には、遺憾ながら、多くの場合そうはいかないだろう。というのは、正当な理由もなく支援が認められないケースがないとはいえないからである」という逆の側からの批判もあった。P. Hirsch, *Kommunale Kriegsfürsorge (=Sozialdemokratische Gemeindepolitik, Heft 17)*, Berlin 1915, S. 9.

18) この問題もトーデが指摘している。Thode, *Gesetz über die Unterstützung der Familie der Kriegsteilnehmer*, S. 32.

17) Rosenstock, *Das Gesetz, betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften*, S. 145-146. フリーデベルクとヴロンスキによれば、「困窮」を審査する場合に地位やその他の生活事情が顧慮された。E. Friedeberg/S. Wronsky, *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S. 42. シュヴァイアーの編著書では、兵士家族支援に関して、兵士家族の意気を阻害させないことの重要性が指摘されている。F. Schwyer (Hrsg.), *Deutsche Kriegsfürsorge*, S. 18. こうした捉え方が一般的ななかで、「数え切れないほどの事例で、支援が内的な理由もなく認められてきた。広い層の人々が公的な支援

での基準である」(131ページ)、と記した。

これに対して、ザクセンでは、<1914年10月27日の内務省布告>が、「支援義務の担い手は給付組合である。その義務を限度づけるのは、ただ支援をうける権利をもつ者の困窮度の程度だけである。それに対して、帝国の義務は、給付組合が認めた支援のうち法律で定められた最低額を分担することに限られる。／内務省が行なったアンケートが示しているのは、地区自治体組合 Bezirksverbändeが、明らかになお相当多くの場合、この法的な事情を誤認していることである。それゆえ、組合の多数がこれまで最低額の引き上げを拒絶した。……少なくとも地区自治体組合の一部は、支援の義務を負っているのは基本的には帝国であり、組合固有の義務は帝国によって支給される額を立て替えることだけであり、それに対して、組合が自らの資金によって帝国法による最低額を超えて支援を引き上げようとするかどうかは組合の自由な決定によると考えているようにみえる」(281-282ページ)と述べて、<兵士家族支援法>の趣旨が必ずしも徹底されていなかった様子を伝えた。その後、<1915年9月25日内務省布告>では、「帝国法で定められた額に加えて支給されるべき追加額は、召集された兵士の家族にこれまでの生活基準に見合った生活を保証するために、絶対に十分でなければならない」(288ページ)として、制度の趣旨が徹底された。

このように、兵士家族の「困窮」問題を解決するために、<兵士家族支援法>第5条の最低支援額を超える支援がこの制度による義務であることは、決議や布告で確認されていった。

現実には、兵士家族の状況は地域によって状況は大きく異なっていた。例えばバイエルンでは、<家族支援に関する1914年11月26日の決議>が「多くの場合、とくに農村では、当事者の大多

数にとっては、割増給付は問題にならないであろう。……物価の高い、比較的大規模な都市では、法定額に加えて、追加額、とくに家賃補助を決めることがありうる。」(220ページ)と述べて、農村と都市では事情が異なることを指摘した。同様の記述は<1914年12月20日の戦時福祉事業に関する内務省決議>にもみられる。こうした地域間での事情の相違は、住民の移住ともかかわって、それに対する対応を要請することになる。

また、戦争が長期化し、生活物資の価格が騰貴するなかで、最低額の引き上げや追加支援のさらなる拡大が必要となっていた。1915年4月28日のプロイセン<内相布告>は、「法律の第5条において11月から4月までの月について12マルクと決められた配偶者に対する最低額は、夏期間(5月から10月)の間も支給されねばならない」(134ページ)、と述べた。さらに10月14日のプロイセン<内相布告>は、「ほとんどすべての食料品価格の異常な高騰を考慮して、1888年2月28日/1914年8月4日の法律第5条によって兵士の家族に支給される家族支援の最低額は、11月から4月までの月について配偶者に対しては15マルク、その他の支援請求権をもつ者に対しては、7.50マルクに引き上げられる。……／給付組合は、最低額の引き上げを、それに応じてそれまで支給してきた追加額を引き下げるきっかけなどを見做してはならない」(139ページ)と述べて、<兵士家族支援法>で規定された最低額を独自に引き上げた。後にこれは、帝国のレベルで採用されることになる。

ヴェルテンバルクの1915年9月10日の<戦時福祉事業に関する王国内務省布告>は、「戦争の長期化を考慮し、この間の生活費の高騰に留意して、町村組合 Amtskörperschaftと市町村は、その管轄下にある戦時福祉事業において倦むことなく、むしろこれまでよりも一層活発にこの領域で活動す

るよう、懸命に努力しなければならない。／……適切な支援のためにすべての町村組合や市町村におけるこうした割増給付の導入、および、既になされている割増給付の部分的な引き上げにもなお努めなければならない。ここではとくに、家賃補助や現物給付を認めることも考慮の対象となる。これに関連して、家族支援の最低額が困窮の除去に十分でない場合には、給付組合は、それを改善するために必要な追加額を認めることを法的に義務づけられていることが繰り返し指摘されねばならない」(252ページ)、と記した。

d 家族支援の財源

こうして、諸邦国では帝国が負担する最低支援額をこえる追加支援がなされたが、そのための財源はどのようにして確保されたのだろうか。この点も、諸邦国では種々の指示や布告でとりあげられた。ザクセンの<1914年10月27日の内務省布告>では、「地区自治体組合が支援目的に必要な資金調達をほかの方法でできない場合、大蔵省は、必要な額をライヒスバンクの手形割引(現在では6%)に相当する利子率で前貸しする用意がある。利子は、貸付金返済のときに支払われればよい。地区自治体組合は、個々の貸付について3ヶ月の引受手形を発行しなければならない」(286ページ)として、手形発行による資金調達が示唆された。また、15年2月3日のプロイセン<内相布告>は、給付組合の資金調達の方法として、①手形信用、②1914年の帝国追加予算2億マルク、③邦の補助、④赤十字、祖国婦人協会*der Vaterländische Frauenverein*、全国婦人救済会*die nationale Frauenhilfe*といった自発的慈善機関を統合した組織の資金、⑤市町村による補助、をあげた(132ページ)。また11月19日の<内相布告>では、「最低額を超えて増大する給付組合の支出は、その負担を

軽減するために帝国と邦の資金によって用意される補助によって、部分的には補填される」(146ページ)、とされた。ヴェルテンベルクの9月10日の<戦時福祉事業に関する王国内務省布告>は、割増給付に関する記述につづけて、「郡や市町村がその課題を果たすことをできるだけ容易にするために、内務省は、1915年2月22日の布告で定められた、家族支援の割増給付のための補助を、本年9月から次のように引き上げる用意がある。即ち、そこに規定された分担額は、割増給付額の25%、33⅓%、40%から40%、50%、60%に引き上げられる」(252-253ページ)、と記した。このように、割増給付のための費用の一部も、帝国や邦国、市町村、さらには種々の慈善機関によって負担されることになっていたのである¹⁹⁾。

e 他の扶助との関係

兵士家族支援は、他の扶助制度とも種々のかかわりをもった。その一つは、兵士が戦傷者として帰還したり、戦死したりした場合の戦傷者年金、遺族年金との切替・接続であった。1888年<兵士家族支援法>第10条は、兵士家族支援の支給時期、開始と継続などについて規定し、それにつづいて、「軍務に就いている者が帰還前に死亡したり行方不明になった場合には、その者が属していた編隊が平時に戻るか解散するまでは支援が認められる。けれども、1871年6月27日の法律に基づいて遺族に年金が承認されれば、本法によって規定される

19) この点についてリープレヒトは、「帝国が法律第12条によって支援の補償を義務づけられている限り、邦行政官庁は、法的な基礎づけを欠く支援の補償もなされるよう努めるだろう」と述べ、手形信用や2億マルクを含む帝国追加予算を根拠として、「給付組合の給付能力も、より広い範囲で十分に保証されたようにみえる」と判断した。A.Liebrecht, *Die Preußischen Ausführungsbestimmungen zu dem Gesetz betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften*, in: *Preußisches Verwaltungs-Blatt*, Jg. 36, No. 21, den 20. Feb. 1915, S. 323.

支援は中止される」と記して、兵士家族支援から遺族年金への切替を規定した²⁰⁾。1914年11月1日のプロイセン〈内相布告〉は、「再び陣中業務に就けなくなった兵士については、軍人年金を受け取るまでは、……困窮の場合に家族支援がつづけて認められるということには何の躊躇もない」と述べ、それにつづけて、遺族年金について〈兵士家族支援法〉第10条の規定を確認したが (126ページ)、12月22日の〈内相布告〉は、その実施が困難であることが指摘した (129ページ)。そして、15年4月28日の〈内相布告〉は、その点を克服すべく、「家族支援の最低額は、それが2ヶ月間の超過期間について支給された限り、遺族年金ないし軍人年金に加算することができる」(134ページ)と変更し、家族支援の最低額と戦傷者年金、遺族年金は2ヶ月間に限って並行支給されることを規定した。

帝国のレベルでこの問題を取り上げたのは、1915年9月30日の〈兵士家族支援法改正法〉であった。これは、〈兵士家族支援法〉第10条のうち、家族支援から遺族年金への切替規定を削除し、それに代えて、「家族支援は、1907年5月17日の法律に基づいて遺族に支払われる遺族年金が認められる時点を超えて3ヶ月の間は、継続して認められる。それを超えて支給される家族支援は遺族年金の前払いとみなされ、その支給に際して留保されねばならない」²¹⁾と規定した。これによ

て、遺族年金については、家族支援との3ヶ月間の並行支給が認められることとなったのである。この〈改正法〉をうけて、11月18日のプロイセン〈内相布告〉は、「家族支援と遺族年金の並行支給が法的な義務となった。それゆえに、家族支援は、それがなされていた全額で引き続いて認められねばならず、統一の給付として最低額と追加支援には分解されえない」と述べた。〈内相布告〉はさらに、「こうしたやり方は戦傷者年金の場合にはなお可能であろう」として、戦傷者年金についても家族支援との並行支給を示唆した (142ページ)。これは、1916年1月21日の〈連邦参議院布告〉で取り上げられることになる。

兵士家族支援と貧民救済と性格の違いについてはすでに述べたが、両者はまた別の面でもかわりをもった。1915年4月28日のプロイセン〈内相布告〉は、「戦争勃発以前から既になされていた貧民扶助は、戦争期間中は戦時扶助に移行する」(136ページ)と述べて、一定の条件の下では従来の貧民救済が戦時扶助に切り替えられることを示した。これは11月19日の〈内相布告〉でも確認された (143ページ)。他の諸邦国でも同様に

die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften, vom 28. Februar 1888. Vom 30. September 1915, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1915, S. 629. 1907年の〈軍人遺族法〉*Militärhinterbliebenengesetz*. Vom 17. Mai 1907について簡単には、加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの戦傷者・軍人遺族扶助」(2)、228-229ページを参照。

20) 1871年6月27日の軍人年金・遺族年金法では、戦死した下士官以下の軍人の寡婦については、「寡婦である限り、また、再婚した場合には1年間、年金が認められる」、15歳未満の子どもに対しては、毎月3/4ターラー、母親がない場合には5ターラーの養育補助が認められる、さらに、戦死者が唯一の扶養者で困窮が続く場合には遺族の両親、祖父母にはそれぞれ3/4ターラーの補助が認められる、と規定された。Gesetz, betreffend die Pensionierung und Versorgung der Militärpersonen des Reichsheers und der Kaiserlichen Marine, sowie die Bewilligung für die Hinterbliebenen solcher Personen. Vom 27. Juni 1871, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1871, S. 275-302, bes. S. 297.

21) Gesetz, betreffend Änderung des Gesetzes, betreffend

22) バイエルンでは、〈家族支援に関する1916年1月30日の決議〉がこの問題を取りあげ、「貧民救済は戦時扶助に移行する。……すでに貧民救済の概念からして、扶助に対する法的な請求権があるところでは、貧民救済は占めるべき場所がないと推論できる。」(232ページ)と述べた。1916年2月17日付けのヴュルテンベルクの〈軍務に就いている兵士家族の支援に関する王国内務省布告〉もまた、「兵士の家族は、現在の困窮がなくなるまで支援の権利を有するから、彼らに対しては貧民扶助の余地はない。そして、彼らが受けていた貧民扶助は、それが戦争勃発前からなされていた場合にも、請求権を基礎づけ家族が軍務に就く時点で戦時扶助に移行する」(262ページ)とした。家族支援が貧民扶助に優先されることが確認されたのである。

あった²²⁾。これが実施されると、支授受給者が応召兵士と居住地を異にしている場合には、貧民救済の前提条件である扶助籍にも移動が生じる可能性が生まれたが²³⁾、それは、そうした救貧団体間の負担の移動や不公正を招きかねなかった。それに対処すべく、連邦参議院は、11月13日には〈兵士家族に対する扶助がその扶助籍に及ぼす影響に関する布告〉を出した²⁴⁾。その趣旨は、1888/1914年〈兵士家族支授法〉による支授は、それが従来救貧団体によって認められてきた貧民救済に取って代わる場合には、支授受給者の扶助籍の取得と喪失にとって1年という期間を停止させる、ということにあった。11月19日のプロイセン〈内相布告〉やバイエルンの〈1916年1月30日の家族支授に関する決議〉では、これが確認された。こうして、扶養義務者の召集が扶助籍関係に与える影響は遮断されたのである。

(2) 1916年1月21日〈連邦参議院布告〉

(a) 1916年1月21日〈連邦参議院布告〉の規定

23) 当時のドイツにおいて、貧民救済を受ける前提であった「扶助籍」については、加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの救貧制度」、とくに、186-191ページを参照。ここで問題となるのは、例えば、父親と別れて住み、扶養義務を負う父親がそれ果たさないために貧民救済を受けていた非嫡出子、継母とそれを扶養していた継子が居住地を変え、継子が召集されたために貧民救済を受けていた継母、などであった。Baath, Bekanntmachung des Bundesrates betreffend Einwirkung der Fürsorge für Angehörige von Kriegsteilnehmern auf deren Unterstützungswohnsitz vom 13. November 1915, in: *Preußisches Verwaltungs-Blatt*, Jg. 37, No. 10, den 4. Dez. 1915, S. 145-146; Zweifelfragen aus dem Gesetz betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften vom 28. Februar 1884/4. August 1914, in: *Preußisches Verwaltungs-Blatt*, Jg. 37, No. 29, den 15. April 1916, (B von Dr. Jung), S. 452-453.

24) Bekanntmachung, betreffend Einwirkung der Fürsorge für Angehörige von Kriegsteilnehmern auf deren Unterstützung. Vom 13. November 1915, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1915, S. 764.

以上でみてきたように、〈兵士家族支授法〉の実施過程で明らかとなった問題点や不備は、諸邦国では、運用のなかで処理されたり手直しされたりした。それらを踏まえて、帝国のレベルでは、連邦参議院によって1916年1月21日に〈軍務に就いている兵士家族の支授に関する布告〉が出された²⁵⁾。この布告は、支授を受ける居住地(第5条)、居住地の変更(第6条)、給付組合の監督官庁(第7条)、給付組合間の係争(第8条)、支授対象が限定されるケース(第10条)、施行規定(第11条)、といった内容を含む全11条からなるが、とくに重要な意味をもったのは、以下の三点であった。

支授の対象の拡大 この〈連邦参議院布告〉では、「兵士」の範囲は、「a) 法に定められた現役の軍役義務を遂行している兵士、b) 戦争期間中の志願兵、c) 敵国の措置によって外国からの帰還を阻止され、あるいは敵国に拉致されているドイツ国民」とされた(第1条)。また、「家族」としては、a) 両親のいない孫、b) 継両親・異父母兄弟姉妹・継子、c) 離婚した妻、d) 非嫡出子、e) 養父母・養子があげられたが、このうち、両親のいない15歳以上の孫とb)、d)、e) については、「兵士」によって扶養されていたか、軍務に就い

25) Bekanntmachung, betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften. Vom 21. Januar 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 55-58.

この〈連邦参議院布告〉が出された事情とその内容について、ベルリンの参事会試補であったグレーフナーは次のように述べている。「実際の必要に合わせ、次第に浮かびあがってきた問題点を整理するために、他の多くの邦国においてと同じくプロイセンでは、帝国宰相の了解の下で、一連の省令が発せられた。しかし、それでも、兵士家族の不十分な援護に関する苦情は完全にはなくならなかった。こうした、一部は尤もな苦情の根を絶つために、連邦参議院は、応召兵士家族の支授に関する1916年1月21日の布告において一連の拡大を行った。……加えて、布告は、諸邦国において出された行政命令の統一的な統括を含んでいる。」Dr. Graeffner, Die neuen Bestimmungen über die Versorgung der Angehörigen der Kriegsteilnehmer, in: *Kommunalblatt für Ehrenbeamte*, Jg. 7, Nr. 3, den 15. März 1916, S. 26.

第1表 家族支援法による支援対象の拡大

年月日	兵		士		家 族		
	帝 国	プロイセン	帝 国	プロイセン	帝 国	プロイセン	
1888年2月28日 (家族支援法)	・予備役、後備役、補充役、国民兵役の兵士 ・傭兵中の兵士 ・兵役義務年齢を超えた志願兵				a) 兵士の配偶者、15歳未満の嫡出子および法的にそれと同等の子ども b) 兵士が扶養していたか、応召後に生計の困難が生じた、15歳以上の子ども、専属親、兄弟姉妹 ・配偶者の専属親、以前の婚姻による子ども c) 兵士が父親として扶養義務を負う非嫡出子		
1914年8月4日 (家族支援法改正法)	・傭兵中の兵士 ・兵役義務年齢を超えた志願兵 ・志願疾病看護の補助者						・外国残留家族 ・兵士が扶養義務を負う、別居している配偶者
1914年11月1日 (内相布告)			・兵役不適格で軍籍がなく、兵役義務年齢の志願兵				
1914年12月2日 (内相布告)			・帰還できない状態にある兵役義務年齢の兵士				成召兵士に扶養されたか、応召後に生計の困難が生じた場合 ・繼両親、異父母兄弟姉妹、継子 ・非嫡出の連れ子 ・両親のいない孫
1914年12月22日 (内相布告)			・ドイツ権民地で軍務に就いている予備役などの兵士				
1915年2月3日 (内相布告)			・兵役義務を遂行している現役兵士 ・捕虜として抑留されている兵士 ・中立国に滞在し、帰還できない兵役義務年齢者、敵に拉致された兵役義務年齢の兵士 ・予備役者で軍務についた兵士				・兵士が扶養していた責任なく離婚した配偶者
1915年2月17日 (内相布告)							・兵士が扶養していた非嫡出子
1915年4月28日 (内相布告)							・現役兵士が唯一の扶養者であった生業能力のない、現役兵士の両親、祖父母 ・兵士死後に生まれた非嫡出子・外国籍の非嫡出子
1915年9月16日 (内相布告)							・兵士が唯一の扶養者であった生業能力のない兄弟姉妹
1916年1月21日 (連邦参議院布告)	a) 兵役義務を遂行している現役兵士 b) 戦争期間の志願兵 c) 帰還できないが、または敵に拉致されたドイツ国民				a) 両親のいない孫 b) 繼両親、異父母兄弟、継子 c) 責任なく離婚した配偶者 d) 非嫡出の連れ子 e) 養父母、養子15歳以上の孫とb) d) e) の人物については、兵士が扶養していたか、応召後に生計の困難が生じた場合 e) については、戦前から養育関係があり、無報酬の場合		

註：帝国に関する事項でa), b), c) ……は法律、布告に記載されている整理である。
資料：Reichs-Gesetzblatt, 1884, S. 59-60; 1914, S. 333; 1916, S. 55-56; A. Liebrecht, Gesetz betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften, 4. Aufl., Berlin 1918, S. 125, 127-129, 130, 133-134, 139.

た後で生計の困窮が生じた場合に限られ、e) についてはさらに、戦前からの扶養関係と無報酬が前提として加えられた(第2条)。第1表は、<兵士家族支援法>、プロイセンの<内相布告>における支援の対象規定と16年1月の<連邦参議院布告>におけるそれとを整理・比較したものであるが、これからもわかるように、後者は、プロイセン、およびそれに倣って他の諸邦国が実施したことを統合したものであった。

困窮基準の導入と支援最低額の引き上げ <連邦参議院布告>第3条は、前年の帝国議会予算委員会における審議を経て、支援の前提となる「困窮」の基準を、軍務に就いている兵士とその家族の年所得額が居住場所によって定められた税率等級に応じて、それぞれに1000, 1200, 1500マルク以下の場合には、「困窮」とみなされ、少なくとも最低額の支援はなされる、と定めた(第1項)²⁶⁾。但し、「支援の権利を有する者の実際の所得が課税査定に対して根本的に低すぎたり高すぎたりする場合、あるいは課税査定がない場合には、給付組合は年所得を独自に決定しなければならない。……(第2項) / 軍務に就いている者とその家族の所得がそのまま継続しているか、あるいは、その他の事実から支援が必要ないという仮定が立証されれば、請求権は、通例は存在しない(第3項)」として、この規定が弾力的に扱われる可能性も示唆された。

<連邦参議院布告>第4条は、最低救済額を、配偶者の場合には月当たり15マルク、その他については7.50マルクに引き上げたが、ここでも、「必要な場合には最低額をこえて入用なものを認める

26) 所得額のこのような設定にとって基準となったのは、1909年の<給与法> *Besoldungsgesetz*, Vom 15. Juli 1909であった。この「困窮」規定が導入された理由についてリンデマンは、貧民救済の場合とは別の審査基準をはっきりとさせることが必要であった、と述べている。H. Lindemann, *Die Stadtgemeinde im Krieg*, S. 12 (邦訳, 18ページ)。

という給付組合の義務は、これ(最低額の規定—加来)によっては動かされない」と記した。この点については、「最低額は生存最低限を示すものではない。……最低額が十分でなければ、困窮を完全になくすまでの割増給付がなされねばならない。これについて給付組合は、最低額の認可についてと同じく法的に義務を負う」²⁷⁾ という叙述もあるように、必要な場合には最低額を超える救済がなされ、それについては給付組合が義務を負うということは、この<布告>でも兵士家族支援の基本をなす考えの一つとして確認されたのであった。

家族支援と遺族年金・軍人年金 1915年9月30日の<兵士家族支援法改正法>によって認められた、家族支援と遺族年金との3ヶ月間の並行支給を軍人年金についても適用すべく、<連邦参議院布告>第9条は、「1915年9月30日の法律の規定は、軍務に就いた者が傷病のために軍人年金を受けられる場合には、同様に適用される」とした。これも、プロイセン<内相布告>で規定されていたことの追認であり、それを帝国規模で実施しようとするものであった。

(b) <連邦参議院布告>の解釈と実施

1916年1月に<連邦参議院布告>が出されると、諸邦国は、その趣旨を確認し注釈を加える布告や決議を出した。1月30日には、プロイセンの<内相布告>とバイエルンの<家族支援に関する1916年1月30日の決議>が、2月17日にはヴェルテンベルクの<軍務に就いている兵士家族の支援に関する王国内務省布告>が出されたのである。これらの3邦国の<布告>や<決議>はいずれも、<連邦参議院布告>がこれまでに出版されてき

27) F. Schweyer (Hrsg.), *Deutsche Kriegsfürsorge*, S. 26-27.

た指令の統一的な総括であると捉えたうえで、ほぼ同じ表現で、「兵士家族の援護が不十分であることに関して、繰り返し苦情が出され、その一部は根拠をもっているが、そうした苦情の根を絶つのに適切で十分だと考えられる規定を定めることが、布告が出された主眼点の一つであった」(147, 230, 257ページ)と述べた。ヴェルテンベルクの〈布告〉が表現したように、諸邦国は、ほぼ同じ姿勢で、〈連邦参議院布告〉を〈兵士家族支援法〉の「根本的な変更と補充」として受けとめたのであった。その点を具体的にみよう。

a 支援対象

うえにみたように、〈連邦参議院布告〉第1条の支援対象の拡大は、その多くがプロイセンの〈内相布告〉で拡大して設定された範囲を整理・統合したものであった。そのためでもあろう、1916年1月30日のプロイセン〈内相布告〉では、この点に関しては第1条c)項だけを要約して紹介し、「この確認が困難な場合には規定は広い意味で解釈されねばならない」(148ページ)という注釈を加えたにとどまった。それに対して、バイエルンの〈家族支援に関する1916年1月30日の決議〉は、〈兵士家族支援法〉第1, 2条、〈連邦参議院布告〉第1, 2条の規定を確認したうえで、オーストリア=ハンガリー軍で服務している兵士の家族も支援されねばならないこと、工事兵も「現役兵士」に含まれること、「戦時期の志願兵には応召時の年齢にかかわらずすべての志願兵」が含まれることを記した(231ページ)。2月17日のヴェルテンベルクの〈内務省布告〉も、「第1条は、法的に現役で軍務に就いているすべての兵士の家族に全体として支援請求権を認めている」としたうえで、その内容を〈連邦参議院布告〉の規定に沿って確認した(258ページ)。

b 「困窮」の規定

第3条の「困窮」に関する規定については、諸邦国がほぼ同じような姿勢で対応した。1916年1月30日のプロイセン〈内相布告〉は、〈連邦参議院布告〉第3条の規定を紹介したのにつづいて、「特別の理由があれば、最低率で定められたよりも高い所得のある家族を、困窮とみなすことができる」(148ページ)と述べ、そうした「特別の理由」の例として、家賃の高い住宅、家族の疾病、子沢山、業務上の負債、農耕の費用などをあげた。また、「連邦参議院布告第3条第1項が困窮の決定にとって唯一の基礎をなすとするれば、それは不公正を生むことになる。というのは、そこでは兵役義務者家族の最近の課税査定が基礎とされているが、それはほとんどの場合は現実の状況と対応していないし、ここでは、特別の事情(子どもの数など)は何ら考慮されないからである。したがって、第3条第2項では以下のように規定されている。支援をうける権利をもつ者の実際の所得状況が課税査定に際して想定されたそれとは一致しない場合、または兵役義務者の課税査定が家族をも含めてなされていない場合には、給付組合によって独自に年所得が確定され、この所得が、第1項に相応した困窮の評価に際して基礎におかれるべきである」(149ページ)として、「困窮」の基準も支援を受ける家族の所得査定も独自に決定しうると解釈した。さらに、〈連邦参議院布告〉第3条第3項についても、「〈通例〉in der Regelという言葉は、所得が状況によって十分とはみなされない場合には、例外として支援を認める権利を給付組合に与えている」(150ページ)として、その規定の実施にも含みをもたせた。16年〈連邦参議院布告〉第3条そのものが、「困窮」の基準について柔軟な判断を可能にするような文言を含んでいたが、プロイセンの〈内相布告〉はその幅を

一層大きくしたといえよう²⁸⁾。

「困窮」基準の基礎となる所得の算定に関しては、別の問題も生じていた。1917年3月6日の〈帝国宰相布告〉がその事情を知らせている。この〈布告〉はまず、家族支援申請の審査は好意的になされるべきであることを述べ、「日々祖国のために生命を賭して前線で戦っている兵士は、郷里における不安から解放される権利をもっている」として、家族支援に対する基本姿勢を示した。しかし、それについては、「帝国が、兵士家族に対するその義務を果たせねばならないとすれば、家族もまた、この厳しい時期に各人が祖国に対して負っている義務を忘れてはならない」と、家族の側の義務に言及し、「様々な方面から、とくに農

28) この点は、バイエルンやヴュルテンベルクでも同様であった。バイエルンの〈家族支援に関する1916年1月30日の決議〉では、例えば、子供の数、家族における疾病、農業や商工業経営における巨額の費用、といった特別の事情があれば、賃金階層で規定されたよりも高い所得を受け取っている家族も困窮とみなすことができること、また、「最近の課税査定」は実際の状況には対応していないので、給付組合は年所得を独自に決定することができること、が述べられている(231-232ページ)。その後、〈家族支援に関する1916年5月24日の内務省決議〉でも、「1916年1月21日の連邦参議院布告によって、困窮の概念には、一定の数字による範囲設定がなされた。……所得がより多い場合でも、とくに限度からそれほど離れていない場合には、多く困窮がありうる」(235ページ)と述べて、同じ考えを確認した。また、ヴュルテンベルクでは、16年2月17日の〈軍務に就いている兵士家族の支援に関する王国内務省布告〉において、兵士家族支援の問題点を解決するために、「(連邦参議院布告)第3条では、所得の限度が困窮の指標としてあげられ、定められた限度に達しない所得の場合は全般に困窮とみなされ、家族支援がなされねばならないとされている。けれども他方では、第3条第3項における規定は、第3条第1項における規定にもかかわらず、困窮の評価に当て個々の場合の実際の事情を考慮する余地を給付組合に与えている」(257-258ページ)と述べた。なお、ドルトムントのエンクは、この規定が実際に考慮の対象となるのは主として中間層の場合であり、労働者家族は、通例は、扶養者の応募とともにすべての所得がなくなる、と述べている。Zweifelfragen aus dem Gesetz betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften vom 28. Februar 1884/4. August 1914, in: *Preußisches Verwaltungs-Blatt*, Jg. 37, No. 29, den 15. April 1916, (B von Dr. Jung) S. 453.

村地域からは、他の兵士の妻の良心を十分に認めたいうで、以下のような苦情が出されている。それは、兵士の妻の一部、以前にはずっと働きに出ていた妻でさえ、身体的に、また、全体的な事情からみて、おそらくは可能であるにもかかわらず、仕事を引き受ける気持がみられなかったということである」と記した。家族の所得が「困窮」、したがって支援の基準をなす以上、こうしたことは制度の実施にあたって不公平を生み出すことになるし、同時に、女性労働力が重要な意味をもち始めていた当時の状況からしても、放置できることではなかった。〈帝国宰相布告〉は、「こうしたことがおこるところでは、必要であれば介入することが役所の義務である。家庭の事情からして、居なくても済み、身体的に労働可能である兵士の妻、とくに若くて独り暮らしの妻が、働くことを拒めば、そうした妻は家族支援を受ける必要がないと想定できよう」と述べて、きびしい姿勢を示すとともに、「他方では、何としても義務を果たし、可能なところでは困難な事情にもかかわらず手仕事によって何がしかの資を得ている妻の場合には、給付組合は狭量にならずに処理しなければならない」とし、後者については、「仕事を引き受ける場合に家族支援を全面的に中止あるいは削減できるかどうかという問題を、給付組合は総合的な事情にしたがって審査しなければならないであろう」と言明した。そして、より具体的には、「困窮の審査に当たって、兵士の妻の勤労所得のうち、一部分、およそ50%をまったく対象外とできることがすべての給付組合にとって原則とみなされうる」(176-178ページ)という基準を出した²⁹⁾。これは8月14日の〈帝国宰相布告〉でも確認

29) この点についてシュヴァイアーの編著書では、兵士とその家族は経済的にも道義的にも労働の義務を負っていることが指摘されるとともに、〈帝国宰相布告〉がとった措置については、問題は報復ではなく「難しい現実の状況

された (192ページ)。こうして、家族支援のための所得の審査は労働市場政策としての性格をもつようになったが、それは、「困窮」の算定にあたっての統一性や明瞭性をますます失わせるものでもあったと考えられる。

c 追加支援と最低支援額の引き上げ

「困窮」基準を一義的に定めることが困難であれば、支援額もまた、それぞれの状況に応じて決められねばならない。そして、戦争の長期化とともに食料事情の悪化、物価の上昇が昂進すれば、支援額は引き上げられねばなくなる。〈連邦参議院布告〉後、こうした状況への対応もますます必要となった。

その一つは最低支援額を超える追加支援であった。バイエルンの〈家族支援に関する1916年5月24日の内務省決議〉は、「必要を完全に満たすのに最低額では十分でない場合、給付組合が、困窮を完全に取り除くまで当事者に割増給付を行う法的な義務を負っていることについては、いささかの疑問もない。……物価がますます上昇すれば、より高い追加額を支給することも必要である。貧民扶助を指定することはすべて許されない」(235ページ)と述べて、追加支援の必要性とそれについての給付組合の義務を指摘した。ヴェルテンベルクでも1916年2月17日の〈軍務に就いている兵士家族の支援に関する王国内務省布告〉は、次のように述べた。「食料品やその他の必需品の価格上昇がみられるなかで、最低額に加えて必要な追加の給付はとくに重要である。こうした価格上昇を考えると、衣類、靴、下着、燃料といった不可欠の必需品については、場合によっては現物給付がな

されることが合理的であり、望ましいように思われる」(261ページ)、と。さらに、ヴェルテンベルクでは〈1916年10月31日の内務省布告〉も、うえと同様のことを指摘し、それにつづけて、「多くの兵士家族が必要な食料を自ら作っている農村では、事情は都市でよりも恵まれている。……ほとんどの都市や工業人口の多い地域では、今日では、生計が全般的に高騰しているなかで、最低額を超える割増給付は少数の特別の場合だけでなくすでに一般的に必要である」(272ページ)、と述べた。

支援最低額の規定そのものについても改定が加えられた。連邦参議院は、1916年12月3日の〈軍務に就いている兵士家族の支援に関する布告〉によって、16年11月から17年4月までの期間について、月当たりの支援最低額を配偶者については20マルク、その他の支援権利者については10マルクに引き上げた³⁰⁾。おそらくこれをうけて、プロイセンでは、12月6日の〈内相布告〉が、「一連のケースでは、とくに農村では、家族支援の従来の最低額はなお十分とみなすことができるであろう。それでも、すべての食料品価格の著しい騰貴を考えると、額の引き上げが、それも全般的になされねばならなかった」として支援額引き上げの必要を指摘するとともに、「最低額の引き上げはそのすべてが兵士家族のために役立たねばならない。とくにそれによって、給付組合は、これまで行なってきた追加支援を全般的に切り下げようと考えてはならない」(159-160ページ)と述べて、最低額の引き上げが追加支援の削減を招かないように警告した。その後、連邦参議院は、うえの引き上げ期間が切れる間際の17年4月20日に〈軍務に就いている兵士家族の支援に関する連邦参議院

を避けること、あるいは取り除くこと」だとされている。F. Schweyer (Hrsg.), *Deutsche Kriegsfürsorge*, S. 5, 19-20,30.

30) Bekanntmachung, betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften. Vom 3. Dezember 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 1323.

第2表 応召兵士家族支援の最低額 (単位：マルク/月)

対象	1914年8月	1916年1月	1916年11月
配偶者	9.0 (夏)	15.0	20.0
	12.0 (冬)		
子どもなど (各1人)	6.0	7.5	10.0

資料：Gesetz zur Änderung des Gesetzes, betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften, vom 28. Februar 1888. Vom 4. August 1914, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1914, S. 333; Bekanntmachung, betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften. Vom 21. Januar 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 56; Bekanntmachung, betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften, in: *Reichs-Gesetzblatt*, S. 1323; Bekanntmachung, betreffend Abänderung der Bundesratsverordnung vom 21. Januar 1916. Vom 20. April 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 371.

布告の改正に関する布告>を出し、うへの最低支援額を17年5月以降についても有効とした³¹⁾。14年8月からこの時点にいたる最低支援額は、第2表のように整理される。

だが、これで落ち着いたわけではなかった。連邦参議院は1917年11月2日に<軍務に就いている兵士家族の支援に関する布告>を出した。そこでは、「給付組合は、その資金で、1917年10月1日まで支給された家族支援を引き上げる義務を負う。……その額は地域の事情に応じて測られねばならない。1917年11月1日からなされる支援の引き上げについては、それぞれの支援について5マルクまでは帝国によって補償される」と述べて、支援額の引き上げを指示するとともに、その一部を帝国が負担することを示した³²⁾。11月3日の<帝国宰相布告>はこの問題を取り上げ、17年11月1日の支援額引き上げで十分かどうかを立ち調べて調べる必要を指摘するとともに、<連邦参議院布告>については「最低額の引き上げを断念して、これま

でなされてきたすべての支援の、実情に合わせた引き上げを保証し、他方では給付組合に過大な負担を負わせないために」(193ページ)という解説を加えた。そして、すべての給付組合が支援の権利を有するすべての者に対して支援を引き上げなければならない、と述べた。18年9月28日には、17年11月の<連邦参議院布告>の文言そのままに、実施時期だけを1年ずらした<連邦参議院布告>が出され、支援額はさらに引き上げられた³³⁾。

d 居住地の変更

<兵士家族支援法>第4条は、支援をうける者が支援請求を始める時期に居住している給付組合が支援の義務を負うことを規定していた。支援受給者がその後居住地を変えた場合に支援はどうなるのだろうか。この点について1914年11月1日のプロイセン<内相布告>は、「この給付組合は、居住地変更の場合にも支援額を、それが最低額を超える場合でも、支給する義務を負う。支援額については新居住地で通例の額は基準にならない。……困窮が同程度におけるあれば、義務を負

31) Bekanntmachung, betreffend Abänderung der Bundesratsverordnung vom 21. Januar 1916, betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften. Vom 20. April 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 371.

32) Bekanntmachung, betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften. Vom 2. November 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 985-986.

33) Bekanntmachung, betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften. Vom 28. September 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1918, S. 1223.

う給付組合が当初に定めたのと同じ支給額が支給されねばならないであろう」(123-124ページ)と記した。ここでは、旧来からの給付組合の責任は明記されているが、新居住地においてより高額 of 支援が必要となる場合にどういう措置がとられるのかは明らかではない。一方、バイエルンの〈戦時福祉事業に関する1914年12月20日の決議〉では、「支援を受ける権利を有する者が他の給付組合の地区に転居した場合、必要度はその時々 of 居住地の事情にしたがって測定される。けれども、以前の給付組合 of 居住地ににおける必要を超えて給付が認められるのは、居住が正当で緊急な理由によって変更された場合だけである」(225ページ)とした。プロイセン of 15年4月28日 of 〈内相布告〉は、このバイエルン of 規定を受け入れて³⁴⁾、「居住が正当で緊急 of 理由で変更された限り、適切な支援 of 引き上げを拒むことはできない」(136ページ)、とした。16年1月21日 of 〈連邦参議院布告〉第6条も、「支援 of 権利を有する者がその居住を変更するとき、新居住地における事情が必要である限り、新居住地においてもこれまでの額 of 支援が認められねばならない。人と土地 of 事情 of 審査に際して新居住地における支援が十分でないことが分れば、居住が正当で緊急 of 理由で変更された限り、支援は適切に引き上げられねばならない」³⁵⁾と規定した。これはその後も引き継がれていったが、そのなかで重心 of 移動がみられた。1月30日 of プロイセン〈内相布告〉は、「第6条は、支援 of 権利を有する者が居住地を変更する場合に給付組

合にかかる不当な負担を予め防ぐ」という注釈を加え、「緊急でない理由で行われる兵士家族 of 農村から都市への移住は、できるだけ阻止されねばならない」(151ページ)と明言した。17年2月27日 of プロイセン〈内相布告〉はさらに、「正当で緊急な理由もなく現在もお帰郷しない東プロイセン of 難民家族には、規定どおりの家族支援最低額に加えた追加支援は、今後は、郷里 of 給付組合にある通常 of 居住地で必要な額だけが支給される」(175-176ページ)、と述べた。こうして、「居住が正当で緊急 of 理由で変更された限り」という限定つきで新居住地において転居前よりも高額 of 支援が認められたことは、家族支援を实情に合わせるという側面をもつとともに、移住を制限するという働きもしたのであった³⁶⁾。

e 家族支援と遺族年金・軍人年金

兵士家族支援と遺族年金ないし軍人年金との切替・接続に関しても問題があった。その一つは、家族支援と遺族年金との対象範囲が同じではないことから生じた。1916年1月30日 of プロイセン〈内相布告〉では、この点に関して、「軍務に就いていることで支援請求 of 根拠づけとなりうるような他の家族構成員がなお軍隊にいても、1915年9月30日 of 改正法によれば、戦争寡婦年金ないし遺児年金 of 受給は、その受領者 of 家族支援に対する請求権を失わせる。……/戦時両親年金や、1871年 of 法律がとりあげてないその他の年金は、それ自体としては、家族支援 of 継続受給 of 権

34) バイエルンとプロイセン of この関係についてはリープレヒトが指摘している。A. Liebrecht, Die preußischen Ausführungsbestimmungen zu dem Gesetz betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften, in: *Preußisches Verwaltungs-Blatt*, Jg. 36, No. 38, den 19. Juni 1915, S. 616.

35) Bekanntmachung, betreffend die Unterstützung von Familien in den Dienst eingetretener Mannschaften. Vom 21. Januar 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 57.

36) グレーフェーは、「支援 of 権利を有する者が居住地を変更すれば、新しい居住地でも、そこ of 事情によって必要であれば、これまでの額 of 支援がなされる。したがって例えば、帝国 of 支援だけがなされるところからベルリンに移住した人物は、市町村が認める追加額に対する請求権をもたない。……この規定は農村離脱を予防するはずである」と述べている。Graeffe, Die neuen Bestimmungen, S. 28. なお, Zweifelfragen, (C) von A. Meyer, S. 454-456をも参照。

利とはかかわらない……家族支援は、本人が遺族年金を受けている受給権者に対してのみ停止されねばならない。戦死者のその他の家族（継子、養子、非嫡出子、兄弟姉妹、両親など）には、……困窮が続く場合には支援は継続して支給されねばならない」（153ページ）、とした。5月3日のプロイセン〈陸相布告〉では、「戦時両親年金あるいは〔戦時予算〕第84a章から両親への援助を認める場合、困窮問題の審査にあたっては、1888/1914年家族支援法によってなされる家族支援は考慮に入れないままでよい。／戦時両親年金や生計の基本的な支弁についてなされる援助を認める場合にはすべて、給付組合に報告しなければならない」（154-155ページ）、と記された。また、バイエルンの〈家族支援に関する1916年1月30日の決議〉も、16年1月の〈連邦参議院布告〉第9条の趣旨を確認した後、「例えば、非嫡出子、兄弟姉妹などのように、遺族年金が認められない限り、部隊が平時に戻るか解散するまでは、家族支援は継続支給されねばならない」（234ページ）、とした。ヴェルテンベルクの2月17日の〈軍務に就いている兵士家族の支援に関する王国内務省布告〉のなかにも、うえの二つの邦国の布告や決議と同じ趣旨の文言がみられる（263ページ）。これらでは、戦争両親年金と家族支援とは独立して支給されるという考えが示されている。ザクセンでも基本的にはこの考えが受け入れられたが、ここではややニュアンスの違いもみられる。5月4日の〈内務省布告〉は、「1916年3月27日には、法的な前提条件が満たされる場合には、戦時両親年金はすべての場合に認められねばならない、と軍団副經理に指示された。この場合にはなお、それとならんで1888年2月28日/1914年8月4日の法律による家族支援が認められうるかどうか、またどれだけの額が認められうるかは、文民官庁（給付組合）に委ねら

れねばならない」（289ページ）、とされているからである。そして、同じ日付のもう一つの〈内務省布告〉では、陸軍省と第19軍団副經理の間で見解の相違があることを記した後で、「戦争両親年金に加えて家族支援が按分してどこまで支給されねばならないのかについては、すぐに決めねばならない」（289ページ）として、家族支援については減額の可能性を示唆したのであった。

いま一つの問題は、家族支援から遺族年金への切替によって受給額の減少が生じる場合があることから生じた。1917年4月4日のプロイセン〈内相布告〉（179-180ページ）や5月8日の〈帝国宰相（帝国内務省）布告〉（182-183ページ）では、そうしたことについて多くの不満があることが指摘された。これへの対処について、うえのプロイセン〈内相布告〉は、「戦死した兵士の妻や子どもに年金額への追加という形で調整支援を行うことは認められないように思われる。というのは、現役時にはもっと暮らし向きのよかった軍人年金生活者も、年金化ないし廃疾化によって与えられた状況に甘んじなければならないからである」と述べたが、それに付け加えて、「けれども、寡婦となった兵士の妻やその家族が窮迫してはならない。したがって、困窮の場合には、遺族年金に加えて、市町村が戦時福祉事業という方法で彼らを救済することが必要である」（180ページ）として、市町村の戦時福祉事業に救いの手を求めた。それでも、これでは不十分だったのであろう。7月27日のプロイセン〈内相布告〉は、「少なくとも個別の場合に苦しみを避けるために、なお戦場にいる一人の息子をもっている戦争寡婦には、困窮の場合には、遺族年金に加えて、この息子にとっての家族支援を認めうるという提案がなされた。この提案をこのように一般的に容れることはできなかった。とくに法律の規定では、遺族年金が支

給される場合には家族支援は停止されるからである。しかしながら、現今の異常な物価騰貴に鑑み、帝国の財政官庁は以下のことを了解すると声明した。軍務に就く前に息子が母親を支援し入隊後に息子の支援がなくなったことによってこの母親が窮境に陥った場合には、戦争寡婦に対しては、遺族年金に加えて、なお前線にいる息子にとっての家族支援が支給される(191ページ)、とした。これは、従来の見解を捨てて、部分的ながら家族支援と遺族年金との並行支給の可能性を開いたものであった³⁷⁾。

f 家族支援の財源

このように家族支援が拡大していくなかで、それに必要な財源の確保についても種々の方策が講じられた。ヴェルテンベルクでは、1916年2月17日の<軍務に就いている兵士家族の支援に関する王国内務省布告>が、「最低額を超えて増大する給付組合の支出は、相当な部分までが帝国と邦の資金からの補助によって補填される」(262ページ)と記した。10月31日の<内務省布告>では、より具体的に、給付組合の財政状態やそこでの割増給付率を勘案して、割増給付額の80ないし90%は補助されることを伝えた(275ページ)。7月13日に出された<帝国宰相(帝国内務省)布告>は、家族支援における追加支援の引き上げの必要性を指摘したが、そこでも、「支給される追加額の大部分が邦と帝国の資金によって補償されること

からも、これ(追加支援—加来)に対する躊躇は主張されてはならない」(156-157ページ)とされた。8月25日という同じ日付をもつプロイセン<内相布告>とバイエルン<布告>もこの問題を取りあげたが、そこには、「戦争が長期化し、戦時編成の隊形が拡大したために、家族支援のための支出は、給付組合の財政能力を超える恐れのある大きさになった。したがって、帝国内務省は、こうした事情を考慮して、帝国大蔵省長官の了解の下で、家族支援法に基づいて1916年6月30日までに最低額として支給された額の25%を帝国の資金から前倒しで給付組合に補償する」(201, 237ページ)、と記されていた。さらに、17年7月13日の<帝国宰相(帝国内務省)布告>が家族支援の財源問題に関する2つの点に言及した。その1つは、家族支援資金の利子を帝国が補償することであるが、これには法律による根拠づけがないから「任意の給付」だけが問題となりうるとされた。そして、「帝国にその用意があるかどうかについては、現在は言明できない。決定は帝国財政の今後の状況によらざるを得ない」と述べられた。第2の点は、支援最低額の補償支払の迅速化であり、「戦争の長期化によって、家族支援の法定最低額の調達に極めて大きな負担を課してきたから、家族支援をさらに賦払いで返済することが構想された」のであった。しかし、これについても、「払い戻される額の大きさと弁済がなされる時期は現在ではまだ示されない」(202ページ)、とされた。いずれについても、可能性の指摘にとどまっており、苦しい財政事情のなかで実施が困難であることを示唆する表現となっている。

以上でみてきたように、応召兵士の家族に対する支援は、1888年に出されていた<兵士家族支援

37) こうした措置がとられた事情は、次のように説かれている。「家族の複数の扶養者のうち一人が戦死し、遺族年金だけではそれなりの生計を立てていくのに十分でない場合に、遺族年金と並んで家族支援が継続してなされうということは、公正と同様に家族支援法の原則にも合っているといえよう。いかなる事情の下でも、扶養者の死後、兵士家族の経済状態が彼の軍務遂行時よりも悪いということは、避けるべきである。」F. Schweyer (Hrsg.), *Deutsche Kriegsfürsorge*, S. 38.

法>に基づいて実施され始めたけれども、その後は、変化する状況に対応するべく様々な改定や補充が繰り返されるなかで戦争の終結を迎えた。そして、それによって応召兵士家族支援制度の前提も失われた。1918年12月9日に出された<家族支援に関する命令>はいわば残務整理の基準を示したものであり、種々のケースについて家族支援

の期間・期限が定められるとともに（第1-5条）、家族支援を受ける者は、1918年11月13日の失業扶助令による扶助の対象外となることを規定した³⁸⁾。

[九州大学大学院経済学研究院 教授]

38) Verordnung über Familienunterstützungen. Vom 9. Dezember 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1918, S. 1411-1412.